

議案第 62 号

清水町選挙ポスター掲示場条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

清水町長 阿部 一男

清水町選挙ポスター掲示場条例の一部を改正する条例

清水町選挙ポスター掲示場条例（平成 2 年清水町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。